

国家市場監督管理総局「営業秘密保護規定（意見募集稿）」
意見募集表

会社名： 日本国ビジネス機械・情報システム産業協会

意見項目	修正提案	修正理由
第三条	<p>本条を以下の様に修正いただきたい。</p> <p>「自然人、法人又は非法人組織が中国の営業秘密の権利者の営業秘密を侵害する行為を実施した場合…」</p> <p>※取消線を削除</p>	<p>中国の権利者の営業秘密のみが保護対象であり、外国企業の営業秘密は保護対象から除外されているように読める。しかし、権利人の国籍にかかわらず、本規定の保護が受けられるべきである。</p>
第七条第一項および第二項	<p>本条の「権利者に商業的利益又は競争上の優位性をもたらすことができるもの」に、漏洩すると権利者が経済的損失を蒙るようないわゆるネガティブ情報も含まれるように明記いただきたい。</p>	<p>営業秘密として保護対象となる「商業的価値を有する」情報には、商業的利益をもたらすものだけではなく、経済的損失をもたらす情報も含まれるべきである。</p>
第八条第三項	<p>本項（三）号の「暗号化のヒント」の意味を明確にされたし。</p> <p>また、本項に（八）として以下を挿入していただきたい。</p> <p>「（八） 秘密情報を獲得できるコンピューター設備、電子装置、ネットワーク設備、保存設備、ソフトウェア等におけるアクセス、保存、複製の禁止又は制限等の措置を講じた場合。」</p>	<p>「暗号化のヒント」の意味が不明である。</p> <p>営業秘密に関しては、最高人民法院による「営業秘密侵害紛争をめぐる民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」（意見募集稿）が出されており、同解釈第七条に定める秘密保持措置と本条の内容はできるだけ一致させるべきであるため、同条（五）の内容を追記した。</p>
第十条第一項	<p>「但し、その営業秘密が法人又は非法人組織の物的技術的条件又は経験を利用したものである場合、」の「経験」を別途適切な表現に修正されたし。</p>	<p>「経験」の意義が不明確であり、解釈次第では広汎に及びかねないため、例えば「当該法人又は非法人組織において営業秘密として管理されているノウハウ」といった内容に限定して明確に定義すべきである。</p>

<p>第十一条</p>	<p>本条を以下の様に修正いただきたい。</p> <p>「本規定にいう侵害者とは、本規定に違反して営業秘密を取得、開示、使用又は他人に使用許諾した自然人、法人又は非法人組織を指す。」</p> <p>※下線部を追記。</p>	<p>第十三条、第十四条、第十六条、第十七条などではすべからく「開示、使用又は他人への使用の許諾」と規定されており、これらと本条は一致させるべきである。</p>
<p>第十二条 第一項</p>	<p>本項（三）号を以下の様に修正いただきたい。</p> <p>「（三）許可を得ることなく或いは許可範囲を超えて権利者の電子情報システムに侵入して営業秘密を取得すること、又はコンピュータウィルスを仕掛けて、その営業秘密を取得し、又は営業秘密の秘密保持施設若しくは秘密保持措置を破壊或いは無効化すること。…」</p> <p>※取消し線の部分が削除した箇所、下線部分が追記した箇所。</p>	<p>本条は営業秘密の不正取得を定めているため、（三）号の「営業秘密を破壊」は「営業秘密の秘密保持施設若しくは秘密保持措置を破壊或いは無効化」に修正すべきである。また、システム侵入もウィルスのいずれも、営業秘密の取得および保護措置の破壊をし得るため、それらの行為がすべて含まれるように修正いただきたい。</p>
<p>第十三条 第二項</p>	<p>本項を以下の様に修正いただきたい。</p> <p>「本条にいう「開示」とは、権利者の営業秘密を他の者に提供公開し、…」</p> <p>※取消し線の部分が削除した箇所、下線部分が追記した箇所。</p>	<p>「公開」が広く公に開示するという意味だとすると、個別に他者に情報を提供する場合が含まれず、十分な保護が得られないため。</p>
<p>第十七条</p>	<p>本条の「その他の機構」の意味を明確にされたし。</p>	<p>本条は主に従業員、元従業員、個人などの自然人について規定しているように思われるが、「その他の機構」の意味が不明である。</p>
<p>第十八条 第一項</p>	<p>本項を以下の様に修正いただきたい。</p> <p>「権利者は、商業コストを支払い、一定の期</p>	<p>一定の内容の顧客名簿について無条件に保護を受けられるべきではなく、営業秘密の要件を満たしたものに限って本規定の保護</p>

	<p>間内において、比較的固定しておりかつ独特な取引習慣などの内容を有する顧客名簿を形成し、<u>当該名簿が本規定に定める営業秘密の条件を満たす</u>場合、営業秘密の保護を受けることができる。」</p> <p>※取消し線の部分が削除した箇所、下線部分が追記した箇所。</p>	対象とすべきである。
第十九条第二項	<p>本項の「技術秘密」を明確にするか、または「営業秘密である技術情報」に修正いただきたい。</p>	本項で突然「技術秘密」という語が登場しているが、定義されておらず不明確である。
第十九条第三項および第四項	<p>本項を「通報に関する規定」として第十九条とは別個の独立した条項としていただきたい。</p>	第三項および第四項の規定は通報に関するものであり、もともと第十九条で定める「営業秘密侵害行為の例外」との関連性が無いため、別の条項とすべきである。
第二十一条第二項	<p>本項（二）号を以下の様に修正いただきたい。</p> <p>「（二）侵害被疑者が営業秘密を取得するルート又は機会を持ち、かつ侵害被疑者が不正手段で秘密保持施設又は秘密保持措置を破壊或いは無効化したことを裏付ける証拠がある場合。」</p> <p>※下線部を追記。</p>	第八条に規定した「秘密保持措置」を破壊或いは無効化した証拠も対象に含めるべきである。
第二十一条第二項	<p>本項（三）号を以下の様に修正いただきたい。</p> <p>「（三）営業秘密が既に侵害被疑者によって開示、使用、若しくは他人に使用許諾されたか又は開示、使用、若しくは他人に使用許諾されるリスクを有することを裏付ける証拠がある場合。」</p>	第十三条、第十四条、第十六条、第十七条等と同様に「他人に使用許諾」も含めるべきである。

	※下線部を追記。	
第二十四条第二項	<p>本項を以下の様に修正いただきたい。</p> <p>「…侵害被疑者が使用した情報が合法的に取得又は使用されたものである旨の証拠を<u>正当な理由なく提供できないか</u>又はその提供を拒否したときは、…」</p> <p>※下線部を追記。</p>	<p>侵害被疑者が証拠を提出できない又はその提供を拒否することに正当な理由がある場合は、これを考慮すべきである。</p>
第二十五条第一項	<p>本項を以下の様に修正いただきたい。</p> <p>「権利者が申立てをしかつ初歩的証明が提出し、<u>且つ被疑侵害者において証拠隠滅等のおそれがあると認められる</u>された場合、…」</p> <p>※取消し線の部分が削除した箇所、下線部分が追記した箇所。</p>	<p>本条は市場監督管理部門による証拠保全について定めているが、証拠保全が認められるのは証拠隠滅等のリスクがある場合に限られるべきである。</p>
第二十八条	<p>本条の「かつ権利者から発行された強制措置の結果に対して自ら責任を負担する旨の書面による保証を得て」の文言を削除するか、他の適切な内容に修正いただきたい。</p>	<p>本条は差止について規定しているが、権利者に強制措置の結果責任を負わせるというのは意味が不明なうえ解釈次第では責任が重すぎる。保証金を供託する等の行為を想定しているのであれば、その旨明確に規定していただきたい。</p>
第三十二条第三項	<p>本項（一）号を以下の様に修正いただきたい。</p> <p>「（一）侵害者に対し、<u>営業秘密を記載する図面、ソフトウェア及びその関連資料を権利者に返還および破棄、またはそのいずれかを</u>するよう命じかつ監督する。」</p> <p>※下線部を追記。</p>	<p>営業秘密が電子データやソフトウェアのような無体物の場合には返還だけでは不十分であり、その破棄も命じることができるようにすべきである。</p>

第三十五条第一項	本項（五）号「…営業秘密の価値を確定し、かつ当該価値の一定の比率で『権利者が侵害されたことにより被った実際の損失』又は『侵害者が侵害により取得した利益』を確定する」の「一定の比率」の内容、基準および考え方を明確にしていきたい。	営業秘密の価値に対して、「一定の比率」をかけたものが「実際の損失利益」または「取得した利益」になるとされているが、この「一定の比率」がどのような内容、基準および考え方で認定されるのか明らかにしていきたい。
----------	---	--

（紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。）